

社会医療法人 恵佑会札幌病院

令和 9 年度単独型歯科医師臨床研修プログラム

I 臨床研修プログラムの名称

社会医療法人恵佑会札幌病院単独型歯科医師臨床研修プログラム

II 研修管理委員会の名称

社会医療法人恵佑会札幌病院歯科医師臨床研修管理委員会

III 研修歯科医定員、募集および採用方法

定員 2 名

募集および採用方法については、令和 9 年度臨床研修歯科医募集要項による。

IV 研修期間 2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

V 研修施設の概要

単独型臨床研修施設名 社会医療法人 恵佑会札幌病院

研修管理委員会委員長 病院長 久須美 貴哉

研修プログラム責任者 副部長（歯科・口腔外科） 高後友之

事務部門の責任者 事務副部長 中村晃洋

所在地 〒003-0026 札幌市白石区本通 9 丁目南 1 番 1 号

(TEL 011-863-2101 Fax 011-864-1032)

開設 昭和 56 年 3 月 1 日

(歯科・口腔外科 昭和 63 年 4 月 1 日)

施設規模 敷地面積 17,523.49 m²

延床面積 28,000.00 m²

鉄骨造（耐火建築物）地上 7 階

病床数 243 床（うち 歯科・口腔外科 18 床）

標榜科目 外科、消化器外科、気管食道外科、消化器内科、腫瘍内科、
緩和ケア内科、乳腺外科、呼吸器外科、呼吸器腫瘍内科、
耳鼻咽喉科、頭頸部外科、アレルギー科（耳鼻）、泌尿器
科、婦人科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、形成
外科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科、矯正歯科

病 院 の 沿 革 と 特 色 1981 年 3 月病床数 80 床の外科単科病院として開設、その後 5 度の増改築工事を重ねながら地域と患者のニーズに沿った診療科を開設し現在に至っている。その間には、1984 年に医療法人化、1994 年に医療法人弘仁会の吸収合併（現在、恵佑会第 2 第病院 135 床）、1997 年に歯科医師臨床研修施設指定、2000 年に緩和ケア病棟（24 床）開設、2003 年に医師臨床研修施設指定、2004 年に電子カルテシステムを導入している。2021 年に新築移転した。

「悪性腫瘍の診断、治療および末期治療を一貫しておこなう」を大きな目標とし、内視鏡および放射線診断装置等最新の診断機器による早期診断、手術、放射線治療、緩和医療を実践しており、2009 年には地域がん診療連携拠点病院に指定されている。

歯科口腔外科においては、病院内外の歯科や医科との協力関係を強め、歯科医療の後方支援病院としての役割を担いながら、歯科疾患全般の治療は勿論、専門的口腔外科疾患としての口腔癌、顎変形症、dento-alveolar surgery（インプラント・再植・移植・顎堤形成）、顎補綴、顕微鏡を使用した精密歯科治療を精力的に行っている。

また、口腔内科的疾患患者の増加が著しい。

教育のための施設認定等 日本口腔外科学会認定医制度研修施設
（歯科、歯科口腔外科関連）

VI 研修プログラムの特色

歯科医師としての人格の涵養に努めるとともに、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身につけ、頻度の高い疾患や病態およびプライマリ・ケアに対応できる歯科医師を育成するための初期研修を行い、生涯研修の第一歩とすることである。また、歯科口腔外科専門医を目指す者の第一歩とする。

VII 研修目標

歯科医師としての基本的価値観、資質・能力を身に付け、基本診療能力を自らが確実に実践できることを基本とし、早期に診療能力の頻度高く臨床経験する。

VIII 到達目標

到達目標 A/B

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1.社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2.利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3.人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4.自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B.資質・能力

1.医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2.歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3.医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4.診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5.コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6.チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7.情報・科学技術を活かす能力

- ① 情報倫理（AI 倫理を含む）及び個人情報を含むデータ保護に関する原則を理解し、実践する。
- ② 健康・医療・介護に関わる情報倫理及びデータ保護に関する原則を理解し、実践する。
- ③ 医療・保健・介護分野での Internet of Things (IoT)技術や AI 等のデータの適切な活用について理解する。

8.社会における歯科

医療の実践医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

9.科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

10.生涯にわたって共に学ぶ姿勢医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

具体的な到達目標

C.基本的診療業務 1.基本的診療能力等①

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

【研修内容】

- ① 初診患者の医療面接を行う。
- ② 初診患者の診察を実施し、所見を解釈する。
- ③ 基本的な臨床検査を理解し、実臨床で適切に選択、実施する。
- ④ 鑑別疾患を挙げ、診断を確定する。
- ⑥ 医療者、患者・家族がともに納得できる医療を行うためインフォームド・コンセントを実施する。

【必要な症例数】

10 症例

【研修歯科医の指導体制】

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下で研修を進める。

【症例数の考え方】

到達目標に掲げる①～⑥を一連の流れで経験することをもって1症例とする。

【修了判定の評価基準】

10 症例以上経験していることが必要。

C.基本的診療業務 1.基本的診療能力等②

(2) 基本的臨床技能等

① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a.歯の硬組織疾患 b.歯髄疾患 c.歯周病 d.口腔外科疾患 e.歯質と歯の欠損 f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
③ 基本的な応急処置を実践する。
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。
⑦ インシデント、ヒヤリ・ハット事例等を経験したら、報告書を作成するとともに、その発生要因を分析することにより、必要な対策について理解し、実践する。

【研修内容】

指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医の指導の下治療を行う

- ① 予防歯科の重要性を理解し、患者指導および基本的手技を実践する。
- ②a. レジン充填 インレー修復を実践する。
 - b. 抜髄処置 感染根管処置を実践する。
 - c. スケーリング SRP を実践する。
 - d. 永久歯抜歯 埋伏歯抜歯を実践する。
 - e. 歯冠補綴治療 義歯治療を実践する。
 - f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下の検査、診断をする。
- ③ 疼痛・外傷・修復物脱落を主訴とする外来患者を診察し、応急処置を実践する。
- ④ 有病者、高齢者のバイタルサインを観察し、全身管理を実践する。
- ⑤ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を適切かつ遅滞なく作成する。
- ⑥ 医療安全講習会、セミナーを受講する。
- ⑦ インシデント、ヒヤリ・ハット事例等を経験時に報告書を作成する。

【必要な症例数】

- ① 5 症例
- ② a～e 各項目 5 症例 f 2 症例
- ③ 5 症例
- ④ 10 症例
- ⑤ 50 症例
- ⑥ 2 症例

⑦ 1 症例

【研修歯科医の指導体制】

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下で研修を進める。

【症例数の数え方】

①～⑦に掲げる各到達目標の経験をもって1症例とする。なお、⑥については講習会、セミナーの受講をもって1症例とする。

【修了判定の評価基準】

①②③④⑤⑥⑦について、それぞれ必要な症例数を経験していることが必要。

C.基本的診療業務 1.基本的診療能力等③

(3) 患者管理

① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

【研修内容】

- ① 薬物の作用、副作用、相互作用について理解する。
- ② 専門医や主治医に適切なタイミングでコンサルテーションできる能力を習得する。
- ③ バイタルサインのモニタリングの結果を適切に評価するとともに記録する。
- ④ 重症度および緊急度を的確に判断し、初期対応を行うとともに、周囲への協力要請を行う。
- ⑤ 入院患者の入院診療計画書を確認し、基本的な術前・術後管理を実践する。

【必要な症例数】

- ① 10 症例
- ② 10 症例

- ③ 5 症例
- ④ 1 症例
- ⑤ 10 症例

【研修歯科医の指導体制】

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下で研修を進める。

【症例数の数え方】

①～⑤に掲げる各到達目標の経験をもって1症例とする。なお、④についてはBLS、ACLS等の心肺蘇生法の講習会をもって1症例とすることも可能とする。

【修了判定の評価基準】

- ①～⑤に掲げる到達目標ごとに症例数を経験していることが必要。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

【研修内容】

- ① 各ライフステージに応じた予防管理、口腔衛生管理を習得し実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

【必要な症例数】

- ① 各ライフステージ 1 症例 合計 5 症例
- ② 各ライフステージ 1 症例 合計 5 症例

【研修歯科医の指導体制】

①② 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下で研修を進める。

【修了判定の評価基準】

- ①～②に掲げる到達目標ごとに定める症例数を経験していることが必要。

C.基本的診療業務

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等①

(1) 歯科専門職の連携

① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

【研修内容】

- ① 外来・入院患者の口腔衛生管理を歯科衛生士と連携し実践する。
- ② 技工指示書を記載する。
- ③ 多職種によるチーム医療を上級歯科医・指導歯科医と共に参加する。

【必要な症例数】

- ① 5 症例
- ② 5 症例
- ③ 5 症例

【研修歯科医の指導体制】

- ①② 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下で研修を進める。
- ③ 上級歯科医・指導歯科医が参加する多職種チーム医療に、研修歯科医もチームの一員として参加する。

【症例の数え方】

- ①～③に掲げる各到達目標の経験をもって1症例とする。

【修了判定の評価基準】

- ①～③に掲げる到達目標ごとに定める症例数を経験していることが必要。

B. 基本的診療業務

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等②

(2) 多職種連携、地域医療

① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
③ 病院における歯科の役割を理解し、病院内の医科との連携を経験する。
④ がん患者等の周術期や回復期等の入院患者の口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
⑤ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
⑥ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。
⑦ 地域における病院歯科の役割を理解し、病院歯科と歯科診療所の連携（歯科医療機関間の連携）を経験する。

【研修内容】

- ①② 地域包括ケアシステム及びその推進のための歯科医師の役割について理解するとともに、地域包括ケアシステム構築の取り組みを経験する。
- ③ 病院内の医科との連携を依頼書、院内オーダー等にて経験する。
- ④⑤⑥ 多職種チーム医療に参加し、経験する。
- ⑦ 歯科診療所との連携を行い、診療情報提供書を作成する。

【必要な症例数】

- ①② 1 症例
- ③ 5 症例
- ④⑤⑥ それぞれ 3 例症例
- ⑦ 10 症例

【研修歯科医の指導体制】

- ①②③ 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下で研修を進める。
- ④⑤⑥ 上級歯科医・指導歯科医が参加する多職種チーム医療に、研修歯科医もチームの一員として参加する。
- ⑦ 歯科診療所との連携における診療情報提供書作成を経験させる。その際、上級歯科医・指導歯科医が内容を確認、修正・加筆等のサポートを行い完成させる。

【症例数の考え方】

- ①・②に掲げる到達目標を両方経験したことをもって1症例とする。
- ③～⑦に掲げる到達目標の経験をもって1症例とする。

【修了判定の評価基準】

- ①② 1症例以上経験していることが必要。
- ③ 5症例以上経験していることが必要。
- ④⑤⑥ それぞれ3症例以上経験していることが必要。
- ⑦ 10症例以上経験していることが必要。

C.基本的診療業務

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等③

(3) 地域保健

① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

【研修内容】

①② 院内外の関連研修会・セミナー（診療科内での研修を含む）を受講して、地域の保健・福祉制度及び地域歯科保健活動について理解を深める。

【必要な症例数】

1症例

【研修歯科医の指導体制】

上級歯科医・指導歯科医がレポートを確認し修正・追加などのサポートをする。

【症例数の考え方】

レポート提出をもって1症例とする。

【修了判定の評価基準】

指導歯科医がレポートを評価し、評価はA、B、Cの三段階評価とし、B以上であること。

なお、レポート提出にあたっては、多職種（看護師、歯科衛生士、医療ソーシャルワーカー等）による多面評価、指導歯科医によるフィードバックをうけることを必須とする。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

【研修内容】

- ① 医療に関する法規を理解し、関連する法制度の目的と仕組みについて理解を深める。
- ② 医療保険制度を理解し、保険診療の流れに則った診療を実践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みの理解を深める。

【必要な症例数】

2 症例

【研修歯科医の指導体制】

- ①③ 上級歯科医・指導歯科医がレポートを確認し修正・追加などのサポートをする。
- ② 研修歯科医は、上級歯科医・指導歯科医の指導の下で診療を行う。

【症例数の考え方】

- ①③ レポート提出をもって 1 症例とする。
- ② 到達目標②については、研修会・セミナー（診療科内の研修を含む）の受講をもって 1 症例とする。

【修了判定の評価基準】

指導歯科医がレポートを評価し、評価は A、B、C の三段階評価とし、B 以上であること。

症例数

歯科医師臨床研修の到達目標を達成するために研修歯科医 1 人当たりに必要な症例数

（必要症例数）【合計 199 症例】

研修期間中に経験することを目標とする研修歯科医 1 人当たりの症例数

（目標症例数）【合計 200 症例】

VI 研修期間割り

VII 研修歯科医の指導体制

指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。

研修歯科医に対して指導歯科医が到達目標を達成できるよう直接指導に当たる他、症例検討会、抄読会においても詳細な指導を行う。

VIII 研修の評価

研修歯科医および指導歯科医は、1クール毎の研修期間修了時に歯科医師臨床研修の到達目標に対する自己評価ならびに指導歯科医評価を行い研修管理委員会に提出する。研修管理委員会は、随時それらを点検し、歯科医師臨床研修の到達目標が達成できるよう助言・援助を行う。

- ・修了判定を行う項目

研修評価についてはレポートおよび研修評価シートを用いて行う。

- ・修了判定を行う基準

レポートの評価が B 以上となっていること、研修評価シートが埋まっていること。

IX 修了の認定

1年間の研修修了時に、研修管理委員会は各研修歯科医の研修到達度、各評価により総合的評価を行う。それを受けて病院長は修了の認定を行う。

X 研修歯科医の身分・処遇

1. 身 分

身分上の取扱は常勤嘱託とする。

2. 服務

就業時間 平日 8 時 30 分から 17 時 30 分まで
12 時 00 分から 13 時 00 分（休憩 1 時間）
勤務予定表に基づく週休 2 日制（土曜、日曜）

その他の服務規律

休日・出張等の服務規律に関する事項は、就業規則を適用する。

3. 待遇

イ) 研修歯科医手当 月 25 万円 (時給 1,524 円)

- | | | |
|----|-------------|--|
| ロ) | 賞 与 | 原則不支給 |
| ハ) | その他手当 | 当直手当 当直予定なし
時間外手当 有り
通勤費 実費支給 |
| 二) | 社会保険 | 健康保険、厚生年金、労働保険に加入するものとし、保険料の自己負担は法定どおりとする。 |
| ホ) | 歯科医師賠償責任保険 | 研修歯科医の個人負担により加入するものとする。 |
| へ) | 外部研修活動 | 学会、研究会等への参加は可能です。
参加費用は発表者については支給する。 |
| ト) | 宿 舎 | なし（住宅手当 上限 40,000 円） |
| チ) | 駐車場 | 有り |
| リ) | 食 事 | 職員食堂有り（有料） |
| ヌ) | 研修歯科医医局 | 有り |
| ル) | 年次有給休暇 | 12 日 |
| ヲ) | 職員健康診断 | 年 2 回実施 |
| ワ) | ハラスメント等相談体制 | ハラスメント防止規程に基づき、相談窓口である総務課に申出を行うことができる。 |